平成２２年（フ）第７９号
岩手県二戸市石切所字土川20番地１
債務者　笠寺　友子
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第８２号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第１地割３番地１
債務者　阿部　恭悦
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月25日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３１４号
釧路市愛国東２丁目11番2210号　Ｉ・Ｊｏｙ3212号室
債務者　伊藤千代子（旧姓水野）
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３１８号
釧路市昭和南４丁目34番７号
債務者　大塚　亜美
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３２７号
釧路市宮本２丁目８番121号　改良住宅Ｊ２の121
債務者　須藤　真貴
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２０年（フ）第３１９号
奈良県葛城市太田869番地、支店奈良県香芝市磯壁３丁目58番５号
破産者　株式会社吉村組
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２０４９６号
東京都新宿区南山伏町２番14―403号
破産者　**褒**　　五星
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２３９号
最後の住所地札幌市北区篠路７条６丁目４番３号　シャトル・ド・ルミネ101号
破産者　被相続人亡本間義章相続財産
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８号
埼玉県入間市東藤沢５丁目13番８号
破産者　有限会社勝山機材
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１７４０１号
東京都港区高輪４丁目10番20号京品ホテルビル内
破産者　京品実業株式会社
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４０２号
東京都港区三田３丁目４―15―1102、開始決定時の住所東京都品川区北品川５丁目14―19
破産者　小林　　誠
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６８９号
栃木県那須塩原市美原町４番地128
破産者　田代建設株式会社
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８９３号
東京都文京区湯島３丁目21番15号
破産者　株式会社ユシマ企画
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４３０号
東京都港区赤坂１丁目12番32号　アーク森ビル
破産者　エフコンサルティング株式会社
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４３１号
東京都港区六本木７丁目６―18―1302
破産者　二又　正行
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３５８号
神奈川県厚木市長谷1392
破産者　加藤　正夫
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６号
富山県魚津市東蔵476番地
破産者　有限会社内生蔵組
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１４号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2870―３、住民票上の住所横浜市中区相生町５丁目96番地
破産者　飯島　恵一
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係